

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）

＜資産成長コース＞

＜年 7%定率払出しコース＞

＜年 15%定率払出しコース＞

（愛称：長生き人生）

追加型投信／内外／その他資産（株式・オプション）

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

2021. 5. 15

S B I アセットマネジメント株式会社

SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）
〈資産成長コース〉／〈年7%定率払出しコース〉／〈年15%定率払出しコース〉
（愛称：長生き人生）

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年5月14日に関東財務局長に提出しており、2021年5月15日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

<目次>

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	5
第1	ファンドの状況	5
第2	管理及び運営	48
第3	ファンドの経理状況	55
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	87
第三部	委託会社等の情報	88
第1	委託会社等の概況	88

信託約款

発行者名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年15%定率払出しコース＞

以上を総称して「S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）」または「本ファンド」という場合、あるいはそれぞれを「各ファンド」という場合があります。

また、各ファンドの略称として、それぞれ以下を用いる場合があります。

ファンド名	略称
S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり） ＜資産成長コース＞	資産成長コース
S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり） ＜年7%定率払出しコース＞	年7%定率払出しコース
S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり） ＜年15%定率払出しコース＞	年15%定率払出しコース

年7%定率払出しコースと年15%定率払出しコースを合わせて、「定率払出しコース」という場合があります。

なお、愛称として「長生き人生」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるS B I アセットマネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。))は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

(i) 基準価額

「基準価額」とは、信託財産に属する資産(借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。

(ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価額」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社 (委託会社) 電話番号 03-6229-0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

*申込手数料には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2021年5月15日(土曜日)より2021年11月16日(火曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨の申込書を提出します。

(ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ その他の留意事項

(i) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として、買付及び換金の申込みができません。

・申込日当日が、ニューヨークの銀行、ニューヨーク、ロンドン及び香港の証券取引所のいずれかの休業日

(ii) 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、定率払出しコースでは、毎月の分配実施により資産の定時取崩しニーズに応えるとともに、資産の運用により当該取崩しにかかる受取期間の延長を目指します。

② ファンドの基本的性格

■ ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／その他資産(株式・オプション)」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下になります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

◎ 商品分類

＜資産成長コース＞

＜年7%定率払出しコース＞

＜年15%定率払出しコース＞

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／その他資産(株式・オプション)」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 (株式・オプション)
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産 (株式・オプション)	目論見書または信託約款において、組入れ資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は株式・オプションです。

◎ 属性区分

ファンドの属性区分

<資産成長コース>

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（株式・オプション）））
決算頻度	年2回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり（フルヘッジ）

<年7%定率払出しコース>

<年15%定率払出しコース>

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（株式・オプション）））
決算頻度	年12回（毎月）
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり（フルヘッジ）

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

<資産成長コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	(日本を含む)		
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(フルヘッジ)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	()	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(その他資産				
(株式・				
オプション)))				
資産複合				
()				

<年7%定率払出しコース>

<年15%定率払出しコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	(日本を含む)		
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(フルヘッジ)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	()	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(その他資産				
(株式・				
オプション)))				
資産複合				
()				

※ 属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(株式・オプション)です。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

<資産成長コース>

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (株式・オプション)))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に主として「その他資産（株式・オプション）」に投資する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が「世界の資産」を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

<年7%定率払出しコース>

<年15%定率払出しコース>

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (株式・オプション)))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に主として「その他資産（株式・オプション）」に投資する旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が「世界の資産」を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

③ 信託金の限度額

- ・各ファンドにつき、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1

世界の高配当株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を行います。

2

分配(払出し)方針の異なる3つのコースがあります。

*「分配」を、以下「払出し」と表示する場合があります。

資産成長コース

複利効果による資産の成長を重視し、分配を極力抑制します。

年7%定率払出しコース

年15%定率払出しコース

毎月の分配実施※により資産の定時取崩しニーズに応えるとともに、資産の運用により当該取崩しにかかる受取期間の延長を目指します。

※分配金額の一部または全部が、実質的に投資元本の払戻しに相当する場合があります。

3

為替変動リスクの低減を目的として、原則として為替ヘッジを行います。

4

基準価額が3,000円を下回った場合には、安定運用に移行し、繰上償還します。

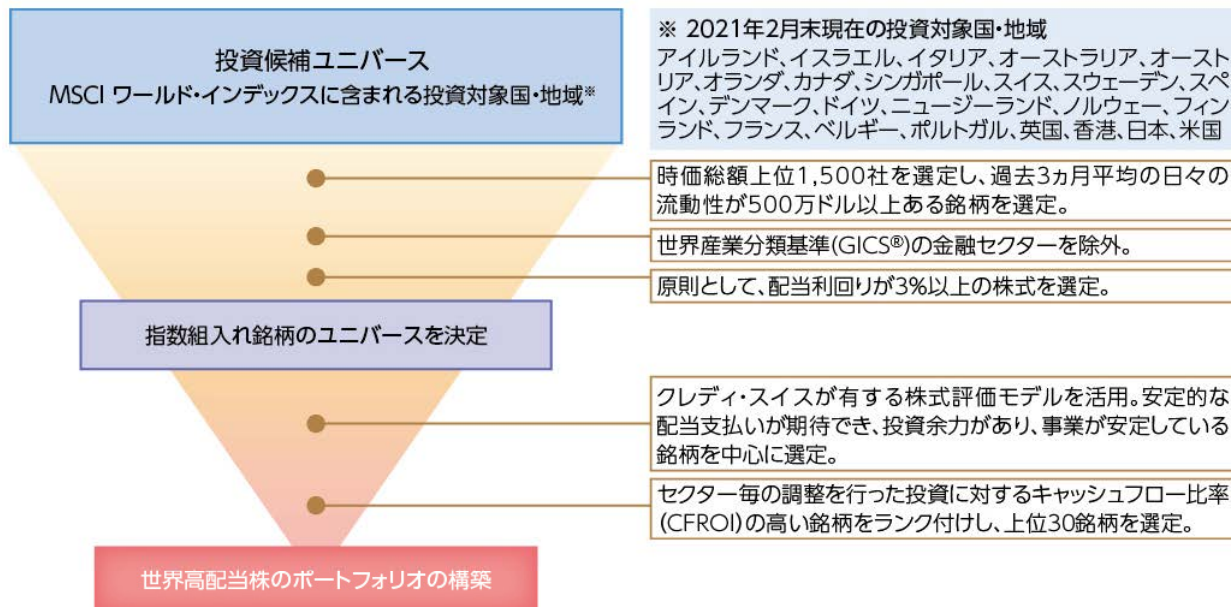
※基準価額は1万口当たり。支払済分配金を加算しません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

高配当株式への投資について

■独自の銘柄選定手法により、世界の高配当株式に投資します。

【世界高配当株の運用プロセス】



○MSCI ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard ("GICS®"))は、MSCI Inc.とStandard and Poor's Financial Service LLC (S&P)が開発した業種分類であり、MSCI Inc.とS&Pの独占的な財産です。

*上記プロセスは本書作成日現在のものです。今後変更になる可能性があります。

■世界高配当株式およびオプション取引の運用は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドについて

- クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループ、クレディ・スイス・グループの一員で、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行等を行います。
- クレディ・スイス・グループは世界約50カ国に拠点をもち、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセットマネジメント事業を世界中で展開しています。

本ファンドの投資戦略

- 世界の高配当株式からの配当金に加え、その個別銘柄を対象としたカバードコール戦略から得られるプレミアム収入により、相対的に高い配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

【本ファンドの配当等収益のイメージ図】



*上記は本ファンドの配当等収益を示したイメージであり、ファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

本ファンドにおけるカバードコール戦略とは

*「本ファンドにおけるカバードコール戦略」を、以下「当戦略」と表示する場合があります。

- 世界の高配当株式を保有しつつ、その個別銘柄のコールオプション(あらかじめ定めた価格で買う権利)を売却する戦略です。
- 保有株式の価格の上昇／下落にかかわらず、プレミアム収入*を獲得することができます。
- 一方で、保有株式の価格の上昇による利益の獲得は限定的となります。
- 保有株式の価格が下落した場合には損失が発生しますが、プレミアム収入の獲得により、損失が相殺あるいは軽減されることで収益の改善が期待できます。

※「プレミアム収入」とは、オプションの売却時に受取る代金(権利料)のことをいいます。

当戦略における損益のイメージ

デメリット

① 当戦略が効果的とならない場合(=株価上昇局面)

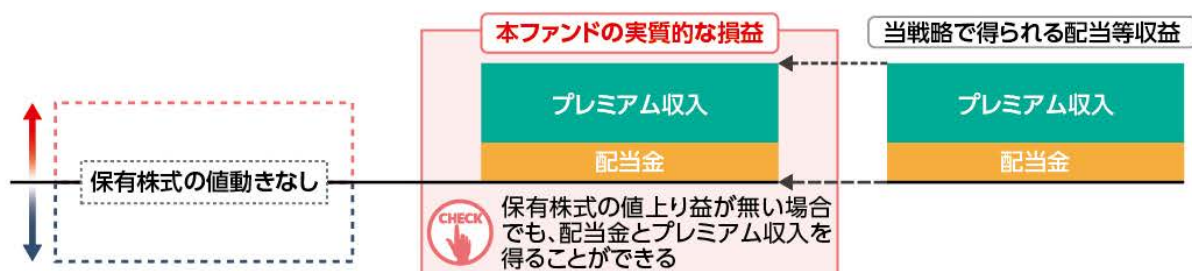
配当金とプレミアム収入が得られる一方で、株価の上昇による利益の獲得は限定的となります。



メリット

② 当戦略が効果的に機能する場合 (=株価こう着局面)

株価の上昇/下落にかかわらず、配当金とプレミアム収入を得ることができます。



メリット

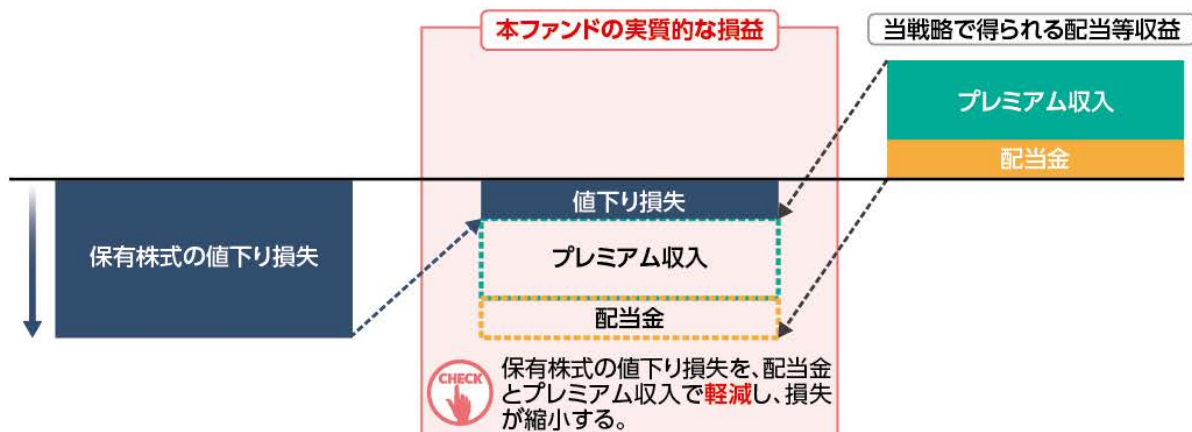
③ 当戦略が効果的に機能する場合 (=株価下落局面)

配当金とプレミアム収入を得ることにより、保有株式の値下りによる損失を相殺あるいは軽減させることができます。

<パターン1> 保有株式の価格が下落 (下落幅 < 配当等収益)



<パターン2> 保有株式の価格が大きく下落 (下落幅 ≥ 配当等収益)



前記イメージ図は、カバードコール戦略の損益につきすべての場合を網羅したものではありません。また、ファンド全体の損益を表したものではありません。前記イメージ図は、ファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

各コースの分配(払出し)水準について

資産成長コース	年7%定率払出しコース	年15%定率払出しコース
年2回決算を行います。	毎月決算を行います。	毎月決算を行います。
複利効果による <u>資産の成長</u> を重視し、分配を極力抑制します。	・決算日における決算前基準価額水準の概ね年7%相当の金額を払出すことを目標とします。 ・原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出します。	・決算日における決算前基準価額水準の概ね年15%相当の金額を払出すことを目標とします。 ・原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出します。

- ・上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- ・払出し水準は、上記の料率のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- ・払出し金(分配金)は、計算期間中の基準価額の上昇分を上回ることがあり、その一部または全部が**実質的な投資元本の払戻しに相当**する場合があります。
- ・払出し金(分配金)は、投資信託の純資産から支払われるため、**払出し金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。**

【定率払出しコースの収益分配(払出し)イメージ】

- ・原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出します。



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆・保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づき委託会社が決定します。分配金額の一部または全部が、実質的に投資元本の払戻しにより行われることがあります。また分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[分配方針]

資産成長コース

- 年2回(原則として毎年2月および8月の16日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

<資産成長コース>は、複利効果による資産の成長を重視し、分配を極力抑制します。

年7%定率払出しコース

年15%定率払出しコース

- 年12回(原則として毎月16日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配(実質的に投資元本の払出しとなる分配を含みます。)を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 原則として、外国投資信託からの分配額に基づき、決算日における決算前基準価額水準に応じて以下の率を払出すことを目標に、委託会社が決定します。
 - <年7%定率払出しコース> 概ね年7%相当の金額
 - <年15%定率払出しコース> 概ね年15%相当の金額
- 払出しにあたっては、後掲の払出し水準表にしたがい、原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出すものとします。ただし、本ファンドが繰上償還することとなった場合は、払出しを行いません。また、分配対象額が少額の場合は、払出しを行わないことがあります。

<定率払出しコース>の払出し金額について、詳細は後掲の「払出し水準表」をご参照ください。

- *上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- *払出し水準は、上記の料率のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- *払出し金(分配金)は、計算期間中の基準価額の上昇分を上回ることがあり、その一部または全部が**実質的な投資元本の払戻しに相当**する場合があります。
- *払出し金(分配金)は、投資信託の純資産から支払われるため、**払出し金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落**します。
- *将来の分配金の支払い及びその金額について示唆・保証するものではありません。

収益分配金(払出し金)に関する留意事項

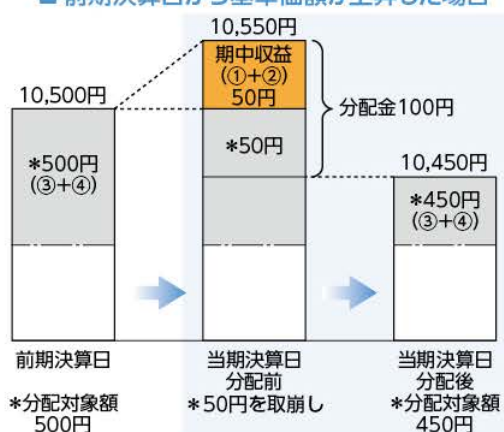
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



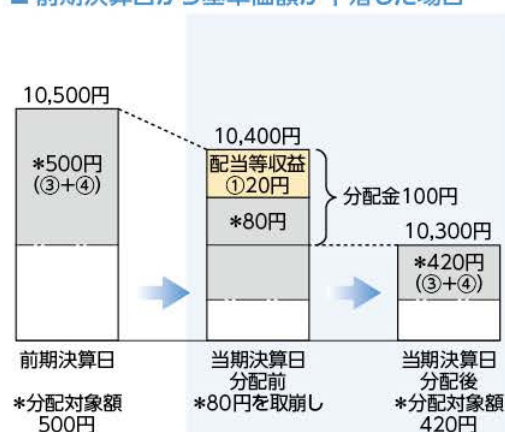
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

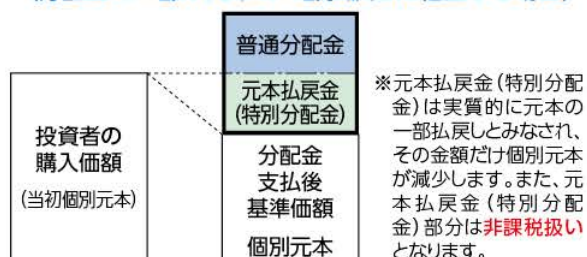


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

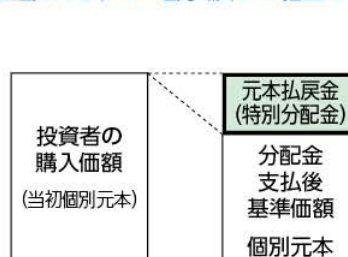
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

[払出し水準表] (想定例示)

■決算前基準価額水準に基づく目標払出し金額

(1万口当たり/税引き前)

決算前基準価額	年7%定率払出しコース		年15%定率払出しコース	
	偶数月	奇数月	偶数月	奇数月
14,500円 ～ 14,999円	55円	115円	120円	240円
14,000円 ～ 14,499円	55円	110円	115円	235円
13,500円 ～ 13,999円	55円	105円	115円	225円
13,000円 ～ 13,499円	50円	100円	110円	215円
12,500円 ～ 12,999円	50円	95円	105円	210円
12,000円 ～ 12,499円	45円	95円	100円	200円
11,500円 ～ 11,999円	45円	90円	95円	190円
11,000円 ～ 11,499円	40円	85円	90円	185円
10,500円 ～ 10,999円	40円	80円	90円	175円
10,000円 ～ 10,499円	35円	80円	85円	165円
9,500円 ～ 9,999円	35円	75円	75円	160円
9,000円 ～ 9,499円	35円	70円	75円	150円
8,500円 ～ 8,999円	35円	65円	70円	140円
8,000円 ～ 8,499円	35円	60円	65円	135円
7,500円 ～ 7,999円	25円	60円	60円	125円
7,000円 ～ 7,499円	25円	55円	60円	115円
6,500円 ～ 6,999円	25円	50円	50円	110円
6,000円 ～ 6,499円	25円	45円	50円	100円
5,500円 ～ 5,999円	20円	45円	45円	90円
5,000円 ～ 5,499円	15円	40円	40円	85円
4,500円 ～ 4,999円	15円	35円	35円	75円
4,000円 ～ 4,499円	15円	30円	35円	65円
3,500円 ～ 3,999円	15円	25円	25円	60円
3,000円 ～ 3,499円	10円	25円	25円	50円

- ・上記の払出し金額は、投資対象の外国投資信託において分配が行われ、かつ組入資産の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行われうとの予想に基づくものです。
- ・上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- ・払出し水準は、上記の料率(金額)のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- ・払出し金(分配金)は、計算期間中の基準価額の上昇分を上回ることがあり、その一部または全部が**実質的な投資元本の払戻しに相当**する場合があります。
- ・払出し金(分配金)は、投資信託の純資産から支払われるため、**払出し金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。**

繰上償還について

- 基準価額が一度でも3,000円を下回った場合には、短期金融商品等による安定運用に移行し、原則として当該日の翌営業日から1ヵ月以内に繰上償還します。

※基準価額は1万口当たり。支払済分配金を加算しません。

- 主要投資対象とする外国投資信託が信託を終了した場合、または外国投資信託の分配方針の変更により商品の同一性が失われる場合には、繰上償還します。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年8月17日

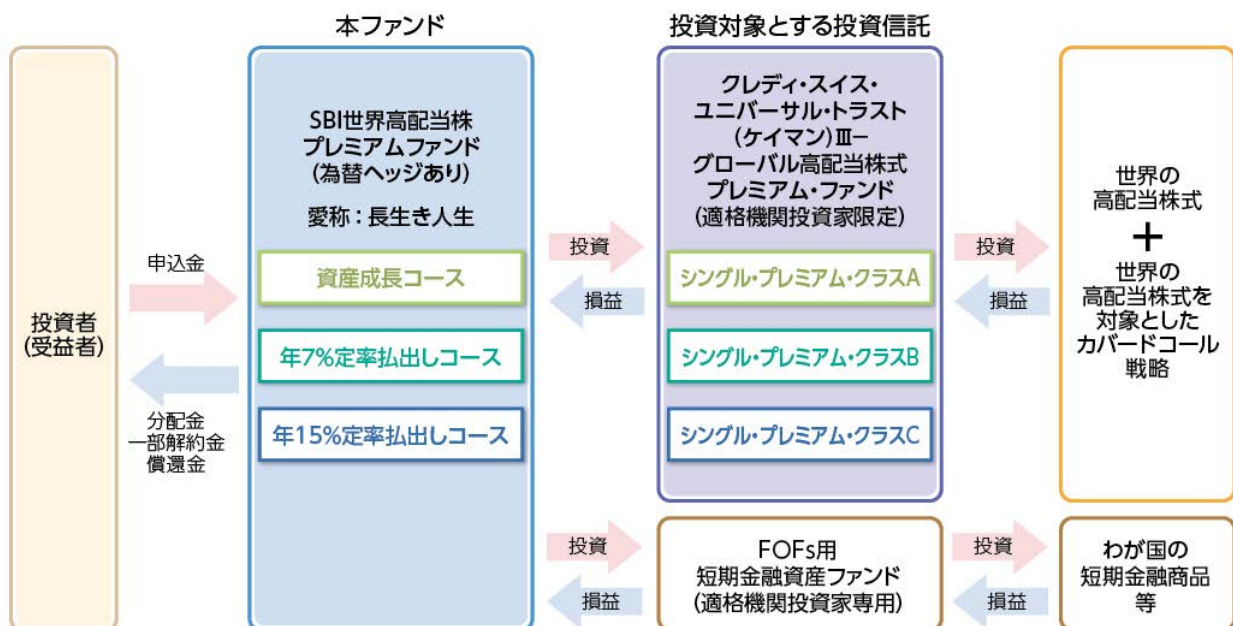
信託契約締結、本ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。

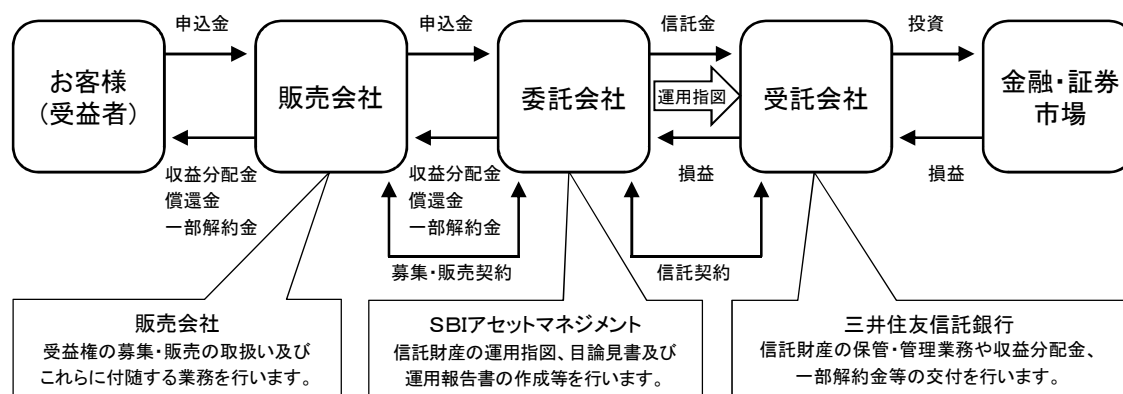


*本ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接株式への投資やオプション取引を行わず、実質的に世界の高配当株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。

*投資対象ファンドについて、詳細は後掲「組入れ投資信託証券の概要」をご覧ください。

*各コース間でスイッチングができる場合があります。スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

③ 委託会社の概況(2021年2月末日現在)

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社(SBI AMG)が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBI AMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

1986 年 8 月 29 日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987 年 2 月 20 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 4 条にかかる登録
1987 年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 24 条 1 項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000 年 11 月 28 日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第 6 条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001 年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に変更
2002 年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に変更
2005 年 7 月 1 日	S B I アセットマネジメント株式会社に変更
2007 年 9 月 30 日	金融商品取引法等の施行により同法第 29 条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第 311 号)

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I アセットマネジメント・グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	36,600 株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、定率払出しコースでは、毎月の分配実施により資産の定時取崩しニーズに応えるとともに、資産の運用により当該取崩しにかかる受取期間の延長を目指します。

② 運用方針

- (i) 主として、円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）（後記「※」をご参照ください。）の受益証券への投資を通じ、実質的に、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、相対的に高い配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、国内投資信託であるF O F s用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券へも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- (ii) 原則として、外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- (iii) 主要投資対象とする外国投資信託において、為替変動リスクの低減を目的として、原則として為替ヘッジを行います。
- (iv) 基準価額（1万口あたり。支払済分配金を加算しません。）が3,000円を下回った場合には、短期金融商品等による安定運用に移行し、原則として当該日の翌営業日から起算して1ヵ月以内に繰上償還します。
- (v) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ 各ファンドが投資する外国投資信託は、以下の通りとなります。

ファンド	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格 機関投資家限定）
資産成長コース	シングル・プレミアム・クラスA
年7%定率払出しコース	シングル・プレミアム・クラスB
年15%定率払出しコース	シングル・プレミアム・クラスC

- 投資先ファンドは、各ファンドの運用方針達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先および投資手法等を考慮して選定しております。

(2)【投資対象】

① 主な投資対象

円建の外国投資信託である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）」（前記（1）投資方針 ②運用方針「※」をご参照ください。）および国内投資信託である「F O F s用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

② 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(i) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(イ) 有価証券

(ロ) 金銭債権

(ハ) 約束手形

(ii) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

③ 運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

(前記(1)投資方針②運用方針「※」をご参照ください。)の受益証券及び国内投資信託であるFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(i) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(ii) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(i)の証券または証書の性質を有するもの

(iii) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

(iv) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前記(iii)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

④ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(i) 預金

(ii) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(iii) コール・ローン

(iv) 手形割引市場において売買される手形

⑤ 前記③の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記④に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第17条第3項)

< 参考情報 >

■組入れ投資信託証券の概要

■クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－グローバル高配当株式プレミアム・ファンド
(適格機関投資家限定) (シングル・プレミアム・クラスA)

■クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－グローバル高配当株式プレミアム・ファンド
(適格機関投資家限定) (シングル・プレミアム・クラスB)

■クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－グローバル高配当株式プレミアム・ファンド
(適格機関投資家限定) (シングル・プレミアム・クラスC)

形 態	ケイマン籍外国投資信託／円建て
運 用 方 針	1.主として、担保付スワップ取引を通じて、実質的に世界の株式に投資を行い、加えて世界株式の個別銘柄を対象とした株式オプション取引を行うことにより、配当収入の確保と中長期的な値上り益の投資成果の享受を目指します。 2.カバードコール戦略の構築にあたっては、以下の点に留意します。 ・クレディ・スイスが有する企業価値評価モデルであるHOLT(ホルト)に従って選定された世界株式の中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。 ・投資対象銘柄の中から、相対的に高い配当利回りで、下値抵抗力がある相対的に割安で健全性の高い銘柄を選定し、世界株式ポートフォリオを構築します。 ・株式オプション取引：各個別銘柄毎に、当該株式を原資産とするヨーロッパ・コールオプションを売却することで株式オプション取引を構築します。個別銘柄ごとに、保有株数の全部にかかるコールオプションを売却することを基本とします。 ・世界株式およびオプション取引の運用は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。
分 配 方 針	(シングル・プレミアム・クラスA) 原則として、分配は行わない方針です。 (シングル・プレミアム・クラスB) (シングル・プレミアム・クラスC) 原則として、月次で分配を行い、1口当たりの分配金は、選定された世界株式の配当利回り、関連するオプション取引によるプレミアム、1口当たり純資産価格の水準等に基づいて支払われるものとし、1ヵ月ごとに見直されます。 ※今後、管理会社の判断によって変更される場合があります。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対して年率0.40%程度 ※上記料率には、管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、報酬代行会社とその代理人への報酬等、および設立費用、監査報酬等が含まれます。 ※その他費用として、担保付スワップ取引において証券取引等に伴う手数料等が支払われます。
管 理 会 社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
換 金 手 数 料	0.50%
備 考	当外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方に担保付スワップ取引の構築に必要な現金を支払い、当該取引の評価額に相当する担保を受け入れます。担保付スワップ取引の相手方は、日々の担保付スワップ取引の評価を行っており、担保も洗い替えされます。担保付スワップ取引の評価には、世界株式等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。

■FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

運 用 方 針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債及び短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
信 託 報 酬	ファンドの純資産総額に対し年0.143%(税抜0.13%)
委 託 会 社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

*上記は、本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト(5～7名程度)による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員(1～3名)、最高運用責任者、運用部長(1名)及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

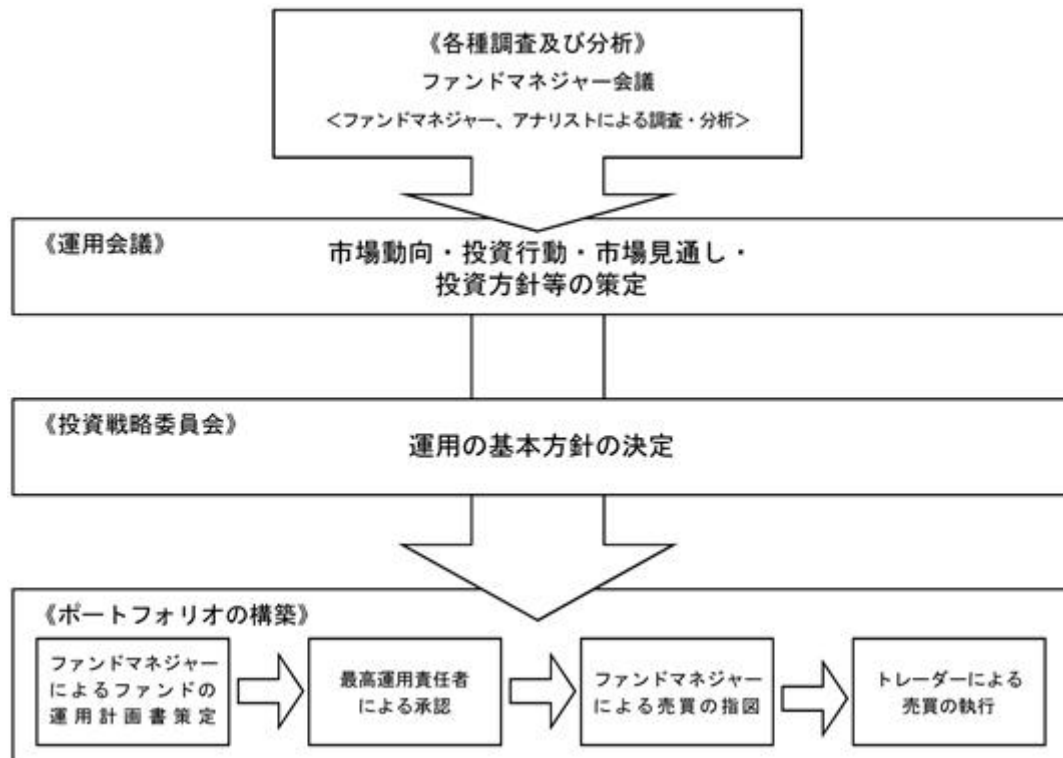
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」(6名程度)、「組合投資委員会」(6名程度)での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

<受託会社に対する管理体制>

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

<資産成長コース>

年２回決算（原則として、毎年２月１６日および８月１６日。休業日の場合は翌営業日。）を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<年７％定率払出しコース>

毎月１６日（休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配（実質的に投資元本の払戻しとなる分配を含みます。以下、同じ）を行います。なお、第２期決算日（２０１８年１０月１６日）からの分配を目指します。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として、外国投資信託からの分配額に基づき、決算日における決算前基準価額水準に応じて概ね年７％相当の金額を払出すことを目標に、委託会社が決定します。なお、払出しにあたっては、別に定める払出し水準表にしたがい、原則として奇数月には偶数月の二倍前後の金額を払出すものとします。ただし、この信託が繰上償還することとなった場合は、払出しを行いません。また、分配対象額が少額の場合は、払出しを行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<年１５％定率払出しコース>

毎月１６日（休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配（実質的に投資元本の払戻しとなる分配を含みます。以下、同じ）を行います。なお、第２期決算日（２０１８年１０月１６日）からの分配を目指します。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として、外国投資信託からの分配額に基づき、決算日における決算前基準価額水準に応じて概ね年１５％相当の金額を払出すことを目標に、委託会社が決定します。なお、払出しにあたっては、別に定める払出し水準表にしたがい、原則として奇数月には偶数月の二倍前後

の金額を払出すものとします。ただし、この信託が繰上償還することとなった場合は、払出しを行いません。また、分配対象額が少額の場合は、払出しを行わないことがあります。

- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

(各ファンド共通)

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- (i) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ii) 株式への直接投資は行いません。
- (iii) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- (iv) デリバティブの直接利用は行いません。
- (v) 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (vi) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

(i) 公社債の借入れ(信託約款第20条)

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(ii) 資金の借入れ(信託約款第26条)

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク

株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。組入れた株式の価格が下落した場合、本ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

② カバードコール戦略の利用に伴うリスク

- ・カバードコール戦略では、原資産である株式価格が上昇した場合の値上り益が限定されるため、株式のみに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。本ファンドのカバードコール戦略では、株式への投資とそれぞれの個別銘柄ごとのコールオプションの売りを組み合わせるため、株式価格上昇時の値上り益が個別銘柄ごとに限定される結果、投資成果が株式市場全体の動きに対して劣後する可能性があります。
- ・コールオプションの売りを行うことにより得られるプレミアム収入の水準は、オプション売却時点の価格水準や権利行使水準、価格変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなプレミアム収入の水準が確保できない可能性があります。
- ・株式の価格水準や価格変動率の変動等によりコールオプションの評価値が変動し、損失を被ることがあります。
- ・カバードコール戦略において、特定の期間で価格が下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した場合の値上り益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上り益に限定されますので、その後に当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。

③ 為替変動リスク

本ファンドは主要投資対象とする外国投資信託において、原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行う際、円金利が組入資産の通貨の金利より低い場合には、金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかります。

④ カントリーリスク

実質的な投資対象となる国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤ スワップ取引に関するリスク

- ・本ファンドが投資対象とする外国投資信託におけるスワップ取引では、取引の相手方から担保を受取ることで信用リスクの低減を図りますが、相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、カバードコール戦略の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。また、スワップ取引の相手方から受け入れた担保を想定した価格で処分できな

い場合があることから損失を被る可能性があります。

- ・本ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実取引する株式やオプション取引について何ら権利を有しません。

⑥ その他

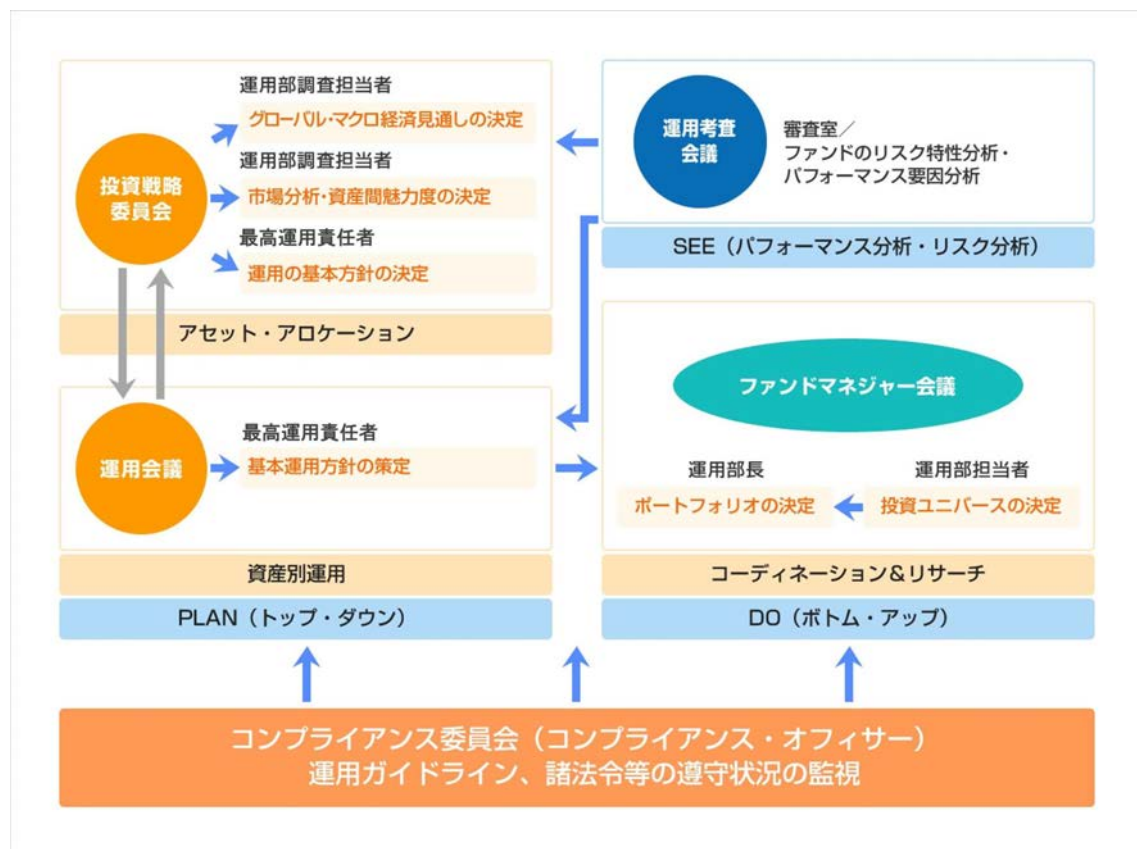
解約資金を手当てするためにカバードコール戦略を解消（株式の売却およびオプションの買戻し）する際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できない場合があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

<その他留意事項>

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》

- ① 運用に関するリスク管理体制
最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用審査会議	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

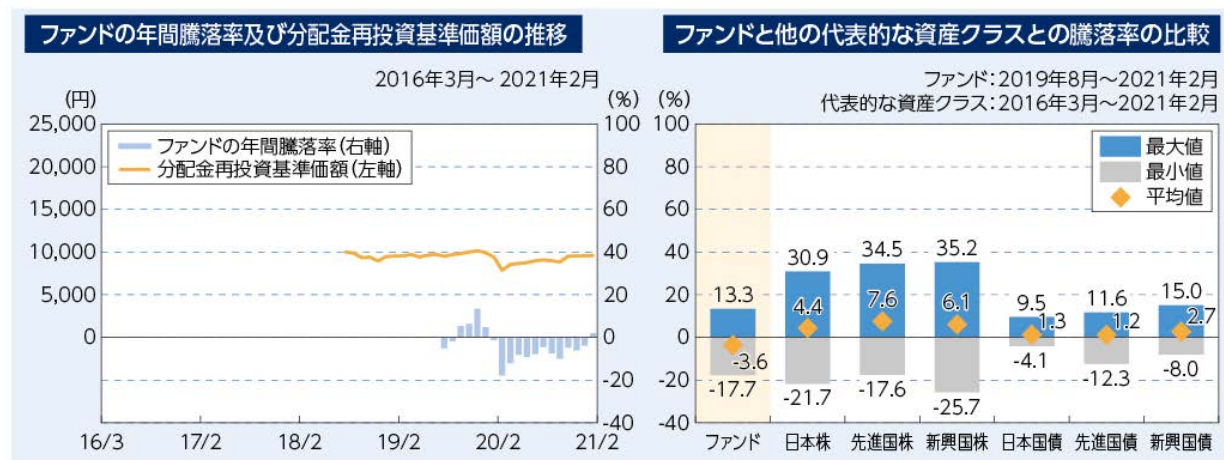
③ 機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

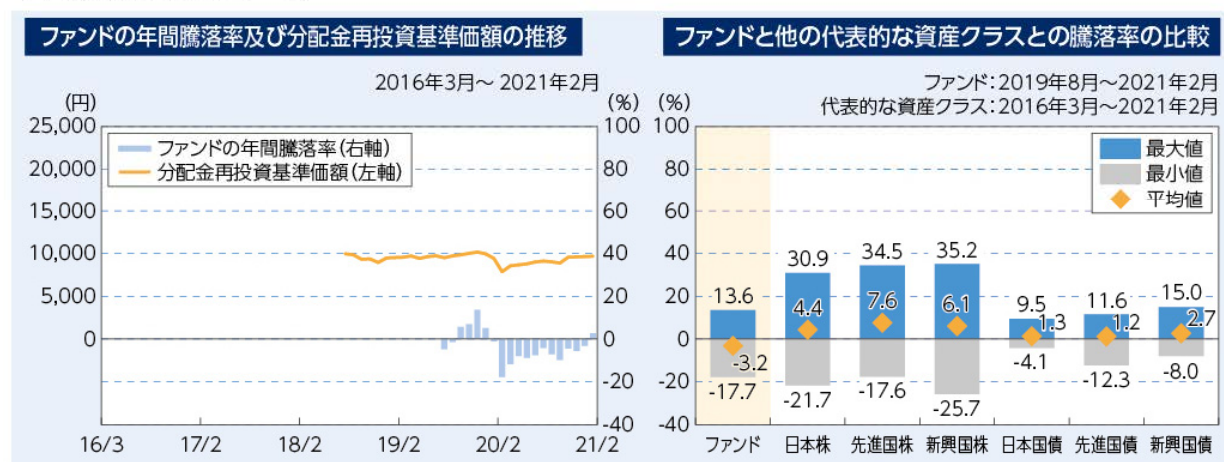
< 参考情報 >

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

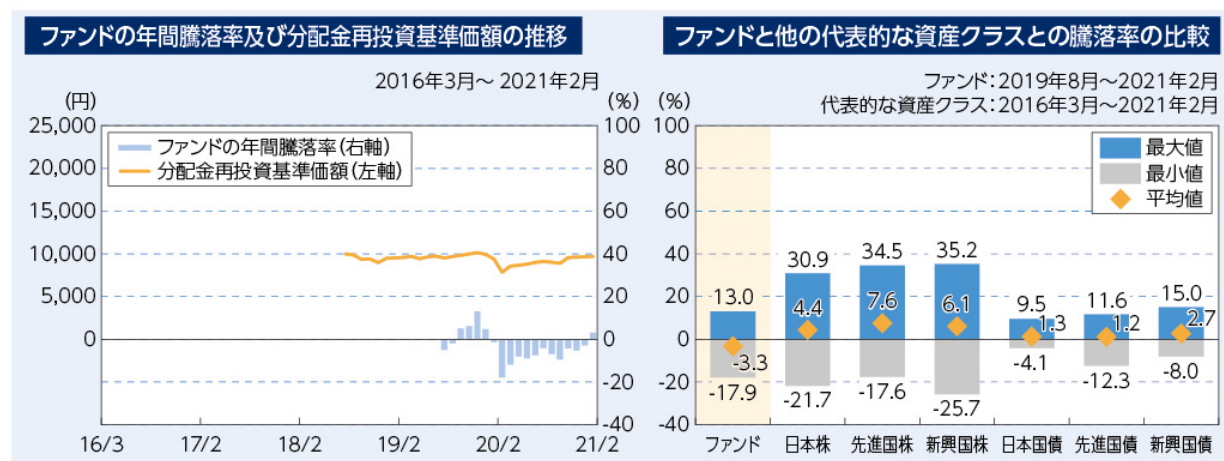
資産成長コース



年7%定率払出しコース



年15%定率払出しコース



※前記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエーツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

ただし、換金時に、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年 1.089%（税抜：年 0.99%）を乗じて得た額とします。 信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞ <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年 0.40%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年 0.55%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年 0.04%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年 0.40%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価	販売会社	年 0.55%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年 0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年 0.40%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価												
販売会社	年 0.55%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
受託会社	年 0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする投資信託証券	年 0.40%程度												
	実質的な負担	年 1.489%（税込）程度 * ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。												

(4) 【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は2021年2月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

(i) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

(ii) 解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

(2021 年 2 月 26 日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	995,061	0.48
	ケイマン	197,260,062	96.48
	小計	198,255,123	96.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,182,976	3.02
合計(純資産総額)		204,438,099	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 7 % 定率払出しコース＞

(2021 年 2 月 26 日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	995,061	0.18
	ケイマン	519,310,366	96.81
	小計	520,305,427	96.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	16,101,547	3.00
合計(純資産総額)		536,406,974	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15 % 定率払出しコース＞

(2021 年 2 月 26 日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	995,061	0.15
	ケイマン	636,133,985	97.87
	小計	637,129,046	98.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,783,838	1.96
合計(純資産総額)		649,912,884	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

イ. 評価額上位銘柄明細

(2021 年 2 月 26 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	C S U n i v e r s a l T r u s t I I I - A	19,544.2448	10,200.21	199,355,436	10,093	197,260,062	96.49
2	日本	投資信託受益証券	F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	1,007,963	0.9872	995,061	0.9872	995,061	0.49

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2021 年 2 月 26 日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.98
合計	96.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞

イ. 評価額上位銘柄明細

(2021 年 2 月 26 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	C S U n i v e r s a l T r u s t I I I - B	66,638.0555	7,878	524,974,601	7,793	519,310,366	96.81
2	日本	投資信託受益証券	F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	1,007,963	0.9872	995,061	0.9872	995,061	0.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2021 年 2 月 26 日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15%定率払出しコース＞

イ. 評価額上位銘柄明細

(2021 年 2 月 26 日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受 益証券	C S U n i v e r s a l T r u s t I I I - C	102,255.9051	6,289	643,087,387	6,221	636,133,985	97.88
2	日本	投資信託受 益証券	F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	1,007,963	0.9872	995,061	0.9872	995,061	0.15

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2021 年 2 月 26 日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.03
合計	98.03

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

該当事項はありません。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 7 %定率払出しコース＞

該当事項はありません。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15%定率払出しコース＞

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

該当事項はありません。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 7 %定率払出しコース＞

該当事項はありません。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15%定率払出しコース＞

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

2021 年 2 月 26 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1 口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間末（2019 年 2 月 18 日）	315,681,807	315,681,807	0.9585	0.9585
第 2 計算期間末（2019 年 8 月 16 日）	375,703,570	375,703,570	0.9352	0.9352
第 3 計算期間末（2020 年 2 月 17 日）	383,844,507	383,844,507	1.0121	1.0121
第 4 計算期間末（2020 年 8 月 17 日）	272,206,099	272,206,099	0.9064	0.9064
第 5 計算期間末（2021 年 2 月 16 日）	206,841,471	206,841,471	0.9703	0.9703
2020 年 2 月末日	330,039,238	—	0.9411	—
3 月末日	240,607,112	—	0.7869	—
4 月末日	262,583,230	—	0.8550	—
5 月末日	266,301,559	—	0.8650	—
6 月末日	270,501,178	—	0.8764	—
7 月末日	276,685,181	—	0.8973	—
8 月末日	272,857,758	—	0.9079	—
9 月末日	269,217,280	—	0.8986	—
10 月末日	263,190,379	—	0.8849	—
11 月末日	260,419,201	—	0.9519	—
12 月末日	206,371,073	—	0.9537	—
2021 年 1 月末日	207,876,349	—	0.9568	—
2 月末日	204,438,099	—	0.9599	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞

2021年2月26日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2019年2月18日）	270,701,996	271,716,772	0.9337	0.9372
第2特定期間末（2019年8月16日）	662,522,994	665,152,799	0.8817	0.8852
第3特定期間末（2020年2月17日）	694,581,295	697,212,819	0.9238	0.9273
第4特定期間末（2020年8月17日）	572,655,122	575,158,060	0.8008	0.8043
第5特定期間末（2021年2月16日）	543,144,077	545,429,749	0.8317	0.8352
2020年2月末日	644,793,494	—	0.8586	—
3月末日	524,495,882	—	0.7110	—
4月末日	568,554,870	—	0.7714	—
5月末日	570,831,937	—	0.7747	—
6月末日	572,392,441	—	0.7828	—
7月末日	573,339,962	—	0.7959	—
8月末日	570,890,105	—	0.8021	—
9月末日	559,428,574	—	0.7881	—
10月末日	550,468,402	—	0.7728	—
11月末日	586,227,254	—	0.8260	—
12月末日	558,037,623	—	0.8258	—
2021年1月末日	548,823,922	—	0.8228	—
2月末日	536,406,974	—	0.8227	—

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15%定率払出しコース＞

2021 年 2 月 26 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1 口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 特定期間末（2019 年 2 月 18 日）	248, 599, 407	250, 659, 357	0. 9051	0. 9126
第 2 特定期間末（2019 年 8 月 16 日）	446, 898, 817	450, 432, 881	0. 8220	0. 8285
第 3 特定期間末（2020 年 2 月 17 日）	853, 734, 759	860, 445, 934	0. 8269	0. 8334
第 4 特定期間末（2020 年 8 月 17 日）	708, 296, 504	713, 406, 174	0. 6931	0. 6981
第 5 特定期間末（2021 年 2 月 16 日）	663, 419, 418	669, 143, 219	0. 6954	0. 7014
2020 年 2 月末日	806, 470, 430	—	0. 7686	—
3 月末日	648, 224, 227	—	0. 6322	—
4 月末日	682, 216, 998	—	0. 6837	—
5 月末日	683, 247, 046	—	0. 6807	—
6 月末日	694, 669, 196	—	0. 6852	—
7 月末日	703, 713, 213	—	0. 6907	—
8 月末日	729, 878, 802	—	0. 6944	—
9 月末日	714, 294, 043	—	0. 6765	—
10 月末日	702, 659, 268	—	0. 6615	—
11 月末日	742, 237, 910	—	0. 7011	—
12 月末日	731, 839, 287	—	0. 6994	—
2021 年 1 月末日	728, 247, 371	—	0. 6906	—
2 月末日	649, 912, 884	—	0. 6878	—

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	0.0000
第2計算期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	0.0000
第3計算期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	0.0000
第4計算期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	0.0000
第5計算期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	0.0000

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	0.0245
第2特定期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	0.0315
第3特定期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	0.0315
第4特定期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	0.0260
第5特定期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	0.0285

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年15%定率払出しコース＞

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	0.0520
第2特定期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	0.0640
第3特定期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	0.0605
第4特定期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	0.0470
第5特定期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	0.0495

③【収益率の推移】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	△4.2
第2計算期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	△2.4
第3計算期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	8.2
第4計算期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	△10.4
第5計算期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	7.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	△4.2
第2特定期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	△2.2
第3特定期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	8.3
第4特定期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	△10.5
第5特定期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	7.4

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1特定期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年15%定率払出しコース＞

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	△4.3
第2特定期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	△2.1
第3特定期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	8.0
第4特定期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	△10.5
第5特定期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	7.5

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1特定期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	364,927,073	35,564,888	329,362,185
第2計算期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	134,687,343	62,316,260	401,733,268
第3計算期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	45,575,854	68,067,111	379,242,011
第4計算期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	8,700,699	87,635,892	300,306,818
第5計算期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	5,735,507	92,880,042	213,162,283

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	310,911,330	20,975,157	289,936,173
第2特定期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	485,555,819	24,118,897	751,373,095
第3特定期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	77,007,219	76,516,127	751,864,187
第4特定期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	7,327,574	44,066,367	715,125,394
第5特定期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	18,691,848	80,767,841	653,049,401

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年15%定率払出しコース＞

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2018年8月17日～2019年2月18日	306,070,793	31,410,673	274,660,120
第2特定期間末	2019年2月19日～2019年8月16日	286,420,025	17,377,866	543,702,279
第3特定期間末	2019年8月17日～2020年2月17日	521,608,083	32,821,872	1,032,488,490
第4特定期間末	2020年2月18日～2020年8月17日	108,234,851	118,789,301	1,021,934,040
第5特定期間末	2020年8月18日～2021年2月16日	82,793,381	150,760,499	953,966,922

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

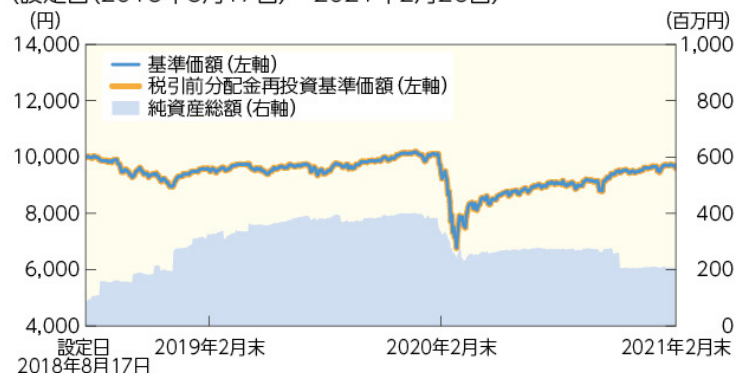
運用実績

資産成長コース

基準価額・純資産の推移

(基準日:2021年2月26日)

(設定日(2018年8月17日)～2021年2月26日)



基準価額(1万口当たり)	9,599円
純資産総額	204百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2019年2月18日)	0円
第2期(2019年8月16日)	0円
第3期(2020年2月17日)	0円
第4期(2020年8月17日)	0円
第5期(2021年2月16日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

<構成比率>

資産	比率
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラスA)	96.49%
FOFs用短期金融資産ファンド	0.49%
現金等	3.02%
合計	100.00%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年8月17日)(10,000円)から年末まで、2021年は年初から2月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

年7%定率払出しコース

基準価額・純資産の推移

(基準日:2021年2月26日)

(設定日(2018年8月17日)～2021年2月26日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	8,227円
純資産総額	536百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第26期(2020年10月16日)	35円
第27期(2020年11月16日)	60円
第28期(2020年12月16日)	35円
第29期(2021年1月18日)	60円
第30期(2021年2月16日)	35円
直近1年間累計	545円
設定来累計	1,420円

主要な資産の状況

《構成比率》

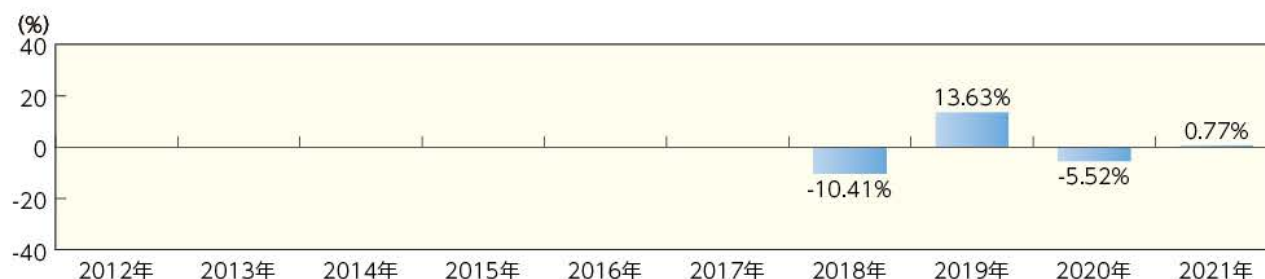
資産	比率
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラスB)	96.81%
FOFs用短期金融資産ファンド	0.19%
現金等	3.00%
合計	100.00%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年8月17日)(10,000円)から年末まで、2021年は年初から2月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

年15%定率払出しコース

基準価額・純資産の推移

(基準日:2021年2月26日)

(設定日(2018年8月17日)～2021年2月26日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	6,878円
純資産総額	649百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第26期(2020年10月16日)	50円
第27期(2020年11月16日)	110円
第28期(2020年12月16日)	50円
第29期(2021年1月18日)	115円
第30期(2021年2月16日)	60円
直近1年間累計	965円
設定来累計	2,730円

主要な資産の状況

＜構成比率＞

資産	比率
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラスC)	97.88%
FOFs用短期金融資産ファンド	0.15%
現金等	1.97%
合計	100.0%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年8月17日)(10,000円)から年末まで、2021年は年初から2月末までの騰落率です。

主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況(組入上位10銘柄)

以下は、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)」の純資産総額に対する比率です。

	銘柄名	国・地域	業種	比率
1	クラフト・ハインツ	米国	生活必需品	3.71%
2	フォーテスキュー・メタルス・グループ	オーストラリア	素材	3.71%
3	エリサ	フィンランド	電気通信サービス	3.58%
4	LPランズ	米国	一般消費財・サービス	3.48%
5	ブリストル・マイヤーズ・スクイブ	米国	ヘルスケア	3.48%
6	APAグループ	オーストラリア	公益事業	3.48%
7	HKT Trust and HKT Ltd	香港	電気通信サービス	3.45%
8	コネ	フィンランド	資本財・サービス	3.44%
9	ジェニウイン・パーツ	米国	一般消費財・サービス	3.44%
10	レイセオン・テクノロジーズ	米国	資本財・サービス	3.42%

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(i) お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

(注) 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として申込みができません。

・ニューヨークの銀行、ニューヨーク、ロンドン及び香港の証券取引所のいずれかの休業日
詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。
委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社 (委託会社)
電話番号 03-6229-0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(ii) お申込単位

- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口＝1円)
- ・分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認ください。

(iii) お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(iv) お申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認ください。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替

機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

※上記にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

(注) 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として申込みができません。

・ニューヨークの銀行、ニューヨーク、ロンドン及び香港の証券取引所のいずれかの休業日
詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社 (委託会社) 電話番号 03-6229-0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

c. 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.5%)を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については上記b.の照会先においてもご確認ください。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して6営業日目以降にお支払いいたします。

e. その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受付けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載また

は記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（基準価額は便宜上1万口当たりで表示される場合があります。）

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

投資信託証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ① 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ② 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③ 価格情報会社の提供する価額

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は信託契約締結日から、2028年8月16日までとします。

ただし、信託期間の延長が有利と認めたときは信託期間を延長することがあります。一方、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

<資産成長コース>

原則として毎年8月17日から翌年2月16日まで、2月17日から8月16日までとします。ただし、該当日が休日の場合は、その翌営業日までとします。なお、初回計算期間は2018年8月17日から2019年2月18日までとします。

<年7%定率払出しコース>

<年15%定率払出しコース>

毎月17日から翌月16日までとします。ただし、該当日が休日の場合は、その翌営業日までとします。なお、初回計算期間は2018年8月17日から2018年9月18日までとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、基準価額が運用の基本方針に定める一定の条件を満たした場合、短期金融商品等による安定運用に移行し、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合もしくは当該外国投資信託の分配方針変更により商品の同一性が失われることとなる場合には、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ④ 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ⑤ 前記④の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。
なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑥ 前記④の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑦ 前記④から⑥までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記④から⑥までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更等

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、前記①の事項(前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(vii) 運用報告書

毎年2月、8月の決算時及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

(2) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2020年8月18日から2021年2月16日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021 年 4 月 7 日

S B I アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 崎 雅 則 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞の 2020 年 8 月 18 日から 2021 年 2 月 16 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞の 2021 年 2 月 16 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

1 【財務諸表】

【SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2020年8月17日現在	第5期 2021年2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,041,645	4,171,686
投資信託受益証券	263,731,070	201,341,103
未収入金	-	3,980,000
流動資産合計	274,772,715	209,492,789
資産合計	274,772,715	209,492,789
負債の部		
流動負債		
未払解約金	149	251,001
未払受託者報酬	60,236	53,741
未払委託者報酬	1,430,724	1,276,188
未払利息	30	11
その他未払費用	1,075,477	1,070,377
流動負債合計	2,566,616	2,651,318
負債合計	2,566,616	2,651,318
純資産の部		
元本等		
元本	300,306,818	213,162,283
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△28,100,719	△6,320,812
（分配準備積立金）	15,657,204	11,068,868
元本等合計	272,206,099	206,841,471
純資産合計	272,206,099	206,841,471
負債純資産合計	274,772,715	209,492,789

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2020年2月18日 至 2020年8月17日	第5期 自 2020年8月18日 至 2021年2月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	△40,774,492	19,175,033
営業収益合計	△40,774,492	19,175,033
営業費用		
支払利息	2,850	4,439
受託者報酬	60,236	53,741
委託者報酬	1,430,724	1,276,188
その他費用	1,076,040	1,070,403
営業費用合計	2,569,850	2,404,771
営業利益又は営業損失(△)	△43,344,342	16,770,262
経常利益又は経常損失(△)	△43,344,342	16,770,262
当期純利益又は当期純損失(△)	△43,344,342	16,770,262
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△12,350,001	3,493,621
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,602,496	△28,100,719
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,893,662
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,893,662
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,708,874	390,396
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	658,340	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,050,534	390,396
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△28,100,719	△6,320,812

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は原則として、毎年 8 月 17 日から翌年 2 月 16 日まで及び、 2 月 17 日から 8 月 16 日までとしておりますが、前計算期間末日が休業日のため、 当計算期間は 2020 年 8 月 18 日から 2021 年 2 月 16 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 4 期 2020 年 8 月 17 日現在	第 5 期 2021 年 2 月 16 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	300,306,818 口	213,162,283 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	28,100,719 円	6,320,812 円
3. 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	0.9064 円 (9,064 円)	0.9703 円 (9,703 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 4 期 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第 5 期 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A ー円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 981,416 円 分配準備積立金額 D 15,657,204 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 16,638,620 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 300,306,818 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 554.05 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H ー円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 ー円 2. 追加情報 2016 年 1 月 29 日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A ー円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 949,922 円 分配準備積立金額 D 11,068,868 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 12,018,790 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 213,162,283 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 563.82 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H ー円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 ー円 2. 追加情報 同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2020年 2月 18日 至 2020年 8月 17日	第5期 自 2020年 8月 18日 至 2021年 2月 16日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 4 期 2020 年 8 月 17 日現在	第 5 期 2021 年 2 月 16 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権 全額が 1 年以内に償還されます。 有価証券(売買目的有価証券を除く。)のうち満期のあるもの 該当事項はありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 4 期 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第 5 期 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△28,502,523	15,561,600
合計	△28,502,523	15,561,600

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 4 期 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第 5 期 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第4期	第5期
	自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	379,242,011 円	300,306,818 円
期中追加設定元本額	8,700,699 円	5,735,507 円
期中一部解約元本額	87,635,892 円	92,880,042 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	C S U n i v e r s a l T r u s t Ⅲ－A	19,635.9936	200,346,042	
	F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,007,963	995,061	
合計		1,027,598.9936	201,341,103	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 7%定率払出しコース＞

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドの計算期間は 6 か月未満であるため、財務諸表は 6 か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 本ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間（2020 年 8 月 18 日から 2021 年 2 月 16 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年4月7日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎雅則 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞の2020年8月18日から2021年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞の2021年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

【SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間 2020年8月17日現在	第5特定期間 2021年2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,328,142	10,870,824
投資信託受益証券	561,669,731	536,937,390
未収入金	3,980,000	-
流動資産合計	580,977,873	547,808,214
資産合計	580,977,873	547,808,214
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,502,938	2,285,672
未払解約金	4,193,979	829,562
未払受託者報酬	22,230	19,307
未払委託者報酬	528,064	458,497
未払利息	41	29
その他未払費用	1,075,499	1,071,070
流動負債合計	8,322,751	4,664,137
負債合計	8,322,751	4,664,137
純資産の部		
元本等		
元本	715,125,394	653,049,401
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△142,470,272	△109,905,324
（分配準備積立金）	17,341,298	21,958,914
元本等合計	572,655,122	543,144,077
純資産合計	572,655,122	543,144,077
負債純資産合計	580,977,873	547,808,214

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
営業収益		
受取配当金	26,523,707	29,206,370
有価証券売買等損益	△97,412,206	15,922,659
営業収益合計	△70,888,499	45,129,029
営業費用		
支払利息	3,532	7,766
受託者報酬	125,238	124,749
委託者報酬	2,974,444	2,962,836
その他費用	1,076,005	1,071,104
営業費用合計	4,179,219	4,166,455
営業利益又は営業損失 (△)	△75,067,718	40,962,574
経常利益又は経常損失 (△)	△75,067,718	40,962,574
当期純利益又は当期純損失 (△)	△75,067,718	40,962,574
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△2,705,143	469,055
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△57,282,892	△142,470,272
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,805,603	15,413,386
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,805,603	15,413,386
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,582,897	3,640,259
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,582,897	3,640,259
分配金	19,047,511	19,701,698
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△142,470,272	△109,905,324

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
3. その他	ファンドの計算期間及び特定期間 本ファンドの計算期間は原則として、毎月 17 日から翌月 16 日まで、又特定期間は原則として、毎年 2 月 17 日から 8 月 16 日まで及び 8 月 17 日から翌年 2 月 16 日までとしておりますが、前特定期間末日が休業日のため、当特定期間は 2020 年 8 月 18 日から 2021 年 2 月 16 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 4 特定期間 2020 年 8 月 17 日現在	第 5 特定期間 2021 年 2 月 16 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数	715, 125, 394 口	653, 049, 401 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	142, 470, 272 円	109, 905, 324 円
3. 1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	0. 8008 円 (8, 008 円)	0. 8317 円 (8, 317 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4特定期間 自 2020年 2月 18日 至 2020年 8月 17日	第5特定期間 自 2020年 8月 18日 至 2021年 2月 16日
1. 分配金の計算過程 (自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日) 費用控除後の配当等 A 5,457,454 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 14,071,008 円 分配準備積立金額 D 12,264,151 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 31,792,613 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 738,512,516 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 430.48 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 55 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 4,061,818 円 (自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 16日) 費用控除後の配当等 A 2,945,755 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 14,078,410 円 分配準備積立金額 D 13,628,081 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 30,652,246 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 737,673,226 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 415.51 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 25 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 1,844,183 円 (自 2020年 4月 17日 至 2020年 5月 18日) 費用控除後の配当等 A 4,965,358 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 14,072,610 円 分配準備積立金額 D 14,707,381 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 33,745,349 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 736,900,694 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 457.93 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 60 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 4,421,404 円 (自 2020年 5月 19日 至 2020年 6月 16日) 費用控除後の配当等 A 2,922,849 円 収益額	1. 分配金の計算過程 (自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 16日) 費用控除後の配当等 A 5,197,975 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 13,680,938 円 分配準備積立金額 D 17,271,380 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 36,150,293 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 711,896,239 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 507.79 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 60 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 4,271,377 円 (自 2020年 9月 17日 至 2020年 10月 16日) 費用控除後の配当等 A 3,245,617 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 13,792,492 円 分配準備積立金額 D 17,909,891 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 34,948,000 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 706,945,273 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 494.34 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 35 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 2,474,308 円 (自 2020年 10月 17日 至 2020年 11月 16日) 費用控除後の配当等 A 5,470,461 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 14,005,225 円 分配準備積立金額 D 18,608,009 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 38,083,695 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 709,710,467 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 536.60 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 60 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 4,258,262 円 (自 2020年 11月 17日 至 2020年 12月 16日) 費用控除後の配当等 A 3,272,215 円 収益額

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	14,000,202 円	収益調整金額	C	13,528,402 円
分配準備積立金額	D	15,140,785 円	分配準備積立金額	D	18,967,599 円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	32,063,836 円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,768,216 円
本ファンドの期末残存口数	F	732,017,370 口	本ファンドの期末残存口数	F	679,946,141 口
10,000 口当たり収益	G=E/F×10,000	438.00 円	10,000 口当たり収益	G=E/F×10,000	526.03 円
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配金額	H	25 円	10,000 口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,830,043 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,379,811 円
(自 2020 年 6 月 17 日 至 2020 年 7 月 16 日)			(自 2020 年 12 月 17 日 至 2021 年 1 月 18 日)		
費用控除後の配当等収益額	A	5,021,785 円	費用控除後の配当等収益額	A	5,015,171 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	14,019,058 円	収益調整金額	C	13,374,558 円
分配準備積立金額	D	16,187,890 円	分配準備積立金額	D	19,652,333 円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,228,733 円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,042,062 円
本ファンドの期末残存口数	F	731,187,564 口	本ファンドの期末残存口数	F	672,044,683 口
10,000 口当たり収益	G=E/F×10,000	481.78 円	10,000 口当たり収益	G=E/F×10,000	566.05 円
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配金額	H	60 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,387,125 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,032,268 円
(自 2020 年 7 月 17 日 至 2020 年 8 月 17 日)			(自 2021 年 1 月 19 日 至 2021 年 2 月 16 日)		
費用控除後の配当等収益額	A	3,360,499 円	費用控除後の配当等収益額	A	4,130,295 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,736,895 円	収益調整金額	C	13,000,294 円
分配準備積立金額	D	16,483,737 円	分配準備積立金額	D	20,114,291 円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,581,131 円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,244,880 円
本ファンドの期末残存口数	F	715,125,394 口	本ファンドの期末残存口数	F	653,049,401 口
10,000 口当たり収益	G=E/F×10,000	469.58 円	10,000 口当たり収益	G=E/F×10,000	570.31 円
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配金額	H	35 円	10,000 口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,502,938 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,285,672 円
2. 追加情報			2. 追加情報		
2016 年 1 月 29 日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。			同左		

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 4 特定期間 2020 年 8 月 17 日現在	第 5 特定期間 2021 年 2 月 16 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の 特定期間末日後の償還予定額	金銭債権 全額が 1 年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第 5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,645,396	498,561
合計	5,645,396	498,561

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第 5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第4特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第5特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	751,864,187 円	715,125,394 円
期中追加設定元本額	7,327,574 円	18,691,848 円
期中一部解約元本額	44,066,367 円	80,767,841 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	C S U n i v e r s a l T r u s t Ⅲ－B	68,030.2526	535,942,329	
	F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,007,963	995,061	
合計		1,075,993.2526	536,937,390	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15%定率払出しコース＞

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドの計算期間は 6 か月未満であるため、財務諸表は 6 か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 本ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間（2020 年 8 月 18 日から 2021 年 2 月 16 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021 年 4 月 7 日

S B I アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 崎 雅 則 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15%定率払出しコース＞の 2020 年 8 月 18 日から 2021 年 2 月 16 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I 世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年 15%定率払出しコース＞の 2021 年 2 月 16 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

【SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年15%定率払出しコース＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間 2020年8月17日現在	第5特定期間 2021年2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,882,246	19,943,559
投資信託受益証券	693,317,496	651,085,788
流動資産合計	720,199,742	671,029,347
資産合計	720,199,742	671,029,347
負債の部		
流動負債		
未払金	5,000,000	-
未払収益分配金	5,109,670	5,723,801
未払解約金	44,229	206,425
未払受託者報酬	27,220	24,621
未払委託者報酬	646,480	584,761
未払利息	73	54
その他未払費用	1,075,566	1,070,267
流動負債合計	11,903,238	7,609,929
負債合計	11,903,238	7,609,929
純資産の部		
元本等		
元本	1,021,934,040	953,966,922
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△313,637,536	△290,547,504
（分配準備積立金）	21,894,277	26,801,594
元本等合計	708,296,504	663,419,418
純資産合計	708,296,504	663,419,418
負債純資産合計	720,199,742	671,029,347

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
営業収益		
受取配当金	60,894,383	64,579,335
有価証券売買等損益	△151,164,571	△6,671,708
その他収益	4,525	-
営業収益合計	△90,265,663	57,907,627
営業費用		
支払利息	9,767	10,709
受託者報酬	153,307	159,708
委託者報酬	3,641,013	3,793,035
その他費用	1,076,272	1,070,316
営業費用合計	4,880,359	5,033,768
営業利益又は営業損失 (△)	△95,146,022	52,873,859
経常利益又は経常損失 (△)	△95,146,022	52,873,859
当期純利益又は当期純損失 (△)	△95,146,022	52,873,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△527,824	△454,350
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△178,753,731	△313,637,536
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,728,119	46,740,166
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,728,119	46,740,166
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,999,138	25,359,067
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,999,138	25,359,067
分配金	47,994,588	51,619,276
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△313,637,536	△290,547,504

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
3. その他	ファンドの計算期間及び特定期間 本ファンドの計算期間は原則として、毎月 17 日から翌月 16 日まで、又特定期間は原則として、毎年 2 月 17 日から 8 月 16 日まで及び 8 月 17 日から翌年 2 月 16 日までとしておりますが、前特定期間末日が休業日のため、当特定期間は 2020 年 8 月 18 日から 2021 年 2 月 16 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 4 特定期間 2020 年 8 月 17 日現在	第 5 特定期間 2021 年 2 月 16 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1, 021, 934, 040 口	953, 966, 922 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	313, 637, 536 円	290, 547, 504 円
3. 1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	0. 6931 円 (6, 931 円)	0. 6954 円 (6, 954 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
1. 分配金の計算過程 (自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 3 月 16 日) 費用控除後の配当等 A 13,712,442 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 47,108,880 円 分配準備積立金額 D 13,769,096 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 74,590,418 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 1,051,591,871 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 709.29 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 100 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 10,515,918 円 (自 2020 年 3 月 17 日 至 2020 年 4 月 16 日) 費用控除後の配当等 A 6,365,547 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 46,418,491 円 分配準備積立金額 D 16,497,180 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 69,281,218 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 1,030,351,494 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 672.40 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 50 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 5,151,757 円 (自 2020 年 4 月 17 日 至 2020 年 5 月 18 日) 費用控除後の配当等 A 12,001,671 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 45,024,417 円 分配準備積立金額 D 17,116,755 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 74,142,843 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 997,195,521 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 743.50 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 110 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 10,969,150 円 (自 2020 年 5 月 19 日 至 2020 年 6 月 16 日) 費用控除後の配当等 A 6,219,998 円 収益額	1. 分配金の計算過程 (自 2020 年 8 月 18 日 至 2020 年 9 月 16 日) 費用控除後の配当等 A 12,748,922 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 49,752,852 円 分配準備積立金額 D 21,819,328 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 84,321,102 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 1,056,108,847 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 798.40 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 110 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 11,617,197 円 (自 2020 年 9 月 17 日 至 2020 年 10 月 16 日) 費用控除後の配当等 A 6,134,454 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 50,314,915 円 分配準備積立金額 D 22,845,875 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 79,295,244 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 1,062,396,055 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 746.37 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 50 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 5,311,980 円 (自 2020 年 10 月 17 日 至 2020 年 11 月 16 日) 費用控除後の配当等 A 12,799,882 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証 券等損益額 収益調整金額 C 50,228,658 円 分配準備積立金額 D 23,507,058 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 86,535,598 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 1,058,513,150 口 存口数 10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 817.51 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 110 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 11,643,644 円 (自 2020 年 11 月 17 日 至 2020 年 12 月 16 日) 費用控除後の配当等 A 7,336,059 円 収益額

費用控除後・繰越欠 B	—円	費用控除後・繰越欠 B	—円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	46,075,703 円	収益調整金額 C	50,268,744 円
分配準備積立金額 D	17,883,083 円	分配準備積立金額 D	24,314,781 円
本ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	70,178,784 円	本ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	81,919,584 円
本ファンドの期末残 存口数 F	1,009,034,732 口	本ファンドの期末残 存口数 F	1,053,591,168 口
10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000	695.49 円	10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000	777.51 円
分配対象額		分配対象額	
10,000 口当たり分配 金額 H	50 円	10,000 口当たり分配 金額 H	50 円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	5,045,173 円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	5,267,955 円
(自 2020 年 6 月 17 日 至 2020 年 7 月 16 日)		(自 2020 年 12 月 17 日 至 2021 年 1 月 18 日)	
費用控除後の配当等 A	12,491,846 円	費用控除後の配当等 A	13,481,308 円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	—円	費用控除後・繰越欠 B	—円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	46,690,943 円	収益調整金額 C	50,151,699 円
分配準備積立金額 D	19,052,556 円	分配準備積立金額 D	26,160,764 円
本ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	78,235,345 円	本ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	89,793,771 円
本ファンドの期末残 存口数 F	1,018,447,333 口	本ファンドの期末残 存口数 F	1,048,234,707 口
10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000	768.17 円	10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000	856.59 円
分配対象額		分配対象額	
10,000 口当たり分配 金額 H	110 円	10,000 口当たり分配 金額 H	115 円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	11,202,920 円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	12,054,699 円
(自 2020 年 7 月 17 日 至 2020 年 8 月 17 日)		(自 2021 年 1 月 19 日 至 2021 年 2 月 16 日)	
費用控除後の配当等 A	6,976,934 円	費用控除後の配当等 A	7,356,695 円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	—円	費用控除後・繰越欠 B	—円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	47,338,486 円	収益調整金額 C	45,944,828 円
分配準備積立金額 D	20,027,013 円	分配準備積立金額 D	25,168,700 円
本ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	74,342,433 円	本ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	78,470,223 円
本ファンドの期末残 存口数 F	1,021,934,040 口	本ファンドの期末残 存口数 F	953,966,922 口
10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000	727.46 円	10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000	822.55 円
分配対象額		分配対象額	
10,000 口当たり分配 金額 H	50 円	10,000 口当たり分配 金額 H	60 円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	5,109,670 円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	5,723,801 円
2. 追加情報		2. 追加情報	
2016 年 1 月 29 日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。		同左	

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 4 特定期間 2020 年 8 月 17 日現在	第 5 特定期間 2021 年 2 月 16 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の 特定期間末日後の償還予定額	金銭債権 全額が 1 年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第 5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	3,844,122	△1,910,368
合計	3,844,122	△1,910,368

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 4 特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第 5 特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第4特定期間 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	第5特定期間 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 16 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,032,488,490 円	1,021,934,040 円
期中追加設定元本額	108,234,851 円	82,793,381 円
期中一部解約元本額	118,789,301 円	150,760,499 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	C S U n i v e r s a l T r u s t Ⅲ－C	103,369.4908	650,090,727	
	F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,007,963	995,061	
合計		1,111,332.4908	651,085,788	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞

2021年 2月26日現在

I	資産総額	209,551,671円
II	負債総額	5,113,572円
III	純資産総額（I－II）	204,438,099円
IV	発行済口数	212,972,188口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.9599円
	（1万口当たり純資産額）	（9,599円）

・SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞

2021年 2月26日現在

I	資産総額	536,646,390円
II	負債総額	239,416円
III	純資産総額（I－II）	536,406,974円
IV	発行済口数	652,030,443口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.8227円
	（1万口当たり純資産額）	（8,227円）

・SBI世界高配当株プレミアムファンド（為替ヘッジあり）＜年15%定率払出しコース＞

2021年 2月26日現在

I	資産総額	657,079,665円
II	負債総額	7,166,781円
III	純資産総額（I－II）	649,912,884円
IV	発行済口数	944,897,185口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.6878円
	（1万口当たり純資産額）	（6,878円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

① 資本金の額(2021年2月末日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

② 投資運用の意思決定機構

(イ) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

(ロ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

(ハ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

(ニ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

(ホ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2021年2月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	59	379,335
単位型株式投資信託	4	15,361

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。また、当事業年度の中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石倉 毅典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	960,929	840,561
前払費用	43,348	37,716
未収入金	15,495	—
未収委託者報酬	466,454	464,273
未収運用受託報酬	—	187
未収投資助言報酬	55	—
その他	13,730	28,419
流動資産合計	1,500,013	1,371,157
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 11,426	※ 10,324
器具備品	※ 2,394	※ 4,901
有形固定資産合計	13,821	15,226
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,936	4,028
商標権	1,245	1,541
無形固定資産合計	5,249	5,637
投資その他の資産		
投資有価証券	740,270	868,642
繰延税金資産	121,163	163,346
長期差入保証金	19,802	19,802
その他	1,764	1,620
投資その他の資産合計	883,000	1,053,411
固定資産合計	902,071	1,074,275
資産合計	2,402,084	2,445,433

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,913	3,223
未払金	379,118	347,341
未払手数料	336,493	307,088
その他未払金	42,625	40,253
未払法人税等	80,436	11,467
未払消費税等	10,134	3,617
流動負債合計	471,603	365,651
負債合計	471,603	365,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,682,828	2,014,188
利益剰余金合計	1,712,840	2,044,200
株主資本合計	2,113,040	2,444,400
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△182,559	△367,962
繰延ヘッジ損益	—	3,343
評価・換算差額等合計	△182,559	△364,618
純資産合計	1,930,481	2,079,782
負債純資産合計	2,402,084	2,445,433

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,223,568	2,491,085
運用受託報酬	—	297
投資助言報酬	56	—
その他営業収益	—	3,347
営業収益計	3,223,624	2,494,730
営業費用		
支払手数料	2,186,795	1,657,656
広告宣伝費	15,208	16,905
調査費	31,778	29,882
調査費	31,778	29,882
委託計算費	123,090	104,181
営業雑経費	25,835	27,158
通信費	1,330	968
印刷費	20,581	22,101
協会費	2,463	2,681
諸会費	12	135
その他営業雑経費	1,447	1,269
営業費用計	2,382,708	1,835,784
一般管理費		
給料	178,095	167,426
役員報酬	51,028	38,545
給料・手当	127,066	128,881
交際費	109	4
旅費交通費	12,073	5,879
福利厚生費	23,117	22,277
租税公課	10,675	9,037
不動産賃借料	18,138	18,917
消耗品費	2,313	1,338
事務委託費	15,251	11,177
退職給付費用	5,163	4,686
固定資産減価償却費	3,550	4,378
諸経費	15,057	15,383
一般管理費計	283,545	260,508
営業利益	557,370	398,437
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	9	78,813
為替差益	10	—
助成金収入	1,140	—
雑収入	354	1,512
営業外収益計	1,519	80,331
営業外費用		
為替差損	—	234
雑損失	309	—
営業外費用計	309	234

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
経常利益	558,580	478,534
特別損失		
子会社清算損	52,280	—
事務所移転費用	3,064	—
特別損失計	55,344	—
税引前当期純利益	503,235	478,534
法人税、住民税及び事業税	167,023	109,007
法人税等調整額	△31,239	38,166
法人税等合計	135,783	147,173
当期純利益	367,452	331,360

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	400,200	30,012	1,315,376	1,345,388	1,745,588	△60,260	△60,260	1,685,327
当期変動額								
当期純利益			367,452	367,452	367,452			367,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△122,298	△122,298	△122,298
当期変動額合計	—	—	367,452	367,452	367,452	△122,298	△122,298	245,153
当期末残高	400,200	30,012	1,682,828	1,712,840	2,113,040	△182,559	△182,559	1,930,481

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	400, 200	30, 012	1, 682, 828	1, 712, 840	2, 113, 040	△182, 559	—	△182, 559	1, 930, 481
当期変動額									
当期純利益			331, 360	331, 360	331, 360				331, 360
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△185, 402	3, 343	△182, 059	△182, 059
当期変動額合計	—	—	331, 360	331, 360	331, 360	△185, 402	3, 343	△182, 059	149, 300
当期末残高	400, 200	30, 012	2, 014, 188	2, 044, 200	2, 444, 400	△367, 962	3, 343	△364, 618	2, 079, 782

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 株価指数先物

ヘッジ対象 投資有価証券

③ ヘッジ方針

価格変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
※	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	※	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	建物 1,009千円		建物 2,111千円
	器具備品 2,110千円		器具備品 3,312千円
	合計 3,120千円		合計 5,423千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。))。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	960,929	960,929	—
(2) 未収入金	15,495	15,495	—
(3) 未収委託者報酬	466,454	466,454	—
(4) 未収投資助言報酬	55	55	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	740,270	740,270	—
資産計	2,183,205	2,183,205	—
未払金	379,118	379,118	—
負債計	379,118	379,118	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	960,929
未収入金	15,495
未収委託者報酬	466,454
未収投資助言報酬	55
合計	1,442,934

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、株価指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っており、ヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	840,561	840,561	—
(2) 未収委託者報酬	464,273	464,273	—
(3) 未収運用受託報酬	187	187	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	868,642	868,642	—
資産計	2,173,664	2,173,664	—
未払金	347,341	347,341	—
負債計	347,341	347,341	—
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	4,819	4,819	—
デリバティブ取引計(注)	4,819	4,819	—

（注）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	840,561
未収委託者報酬	464,273
未収運用受託報酬	187
合計	1,305,021

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

1. その他有価証券

(単位: 千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	740,270	1,003,400	△263,129
	小計	740,270	1,003,400	△263,129
合計		740,270	1,003,400	△263,129

2. 売却したその他有価証券

(単位: 千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	10,690	—	309
合計	10,690	—	309

当事業年度(2020年3月31日)

1. その他有価証券

(単位: 千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	868,642	1,399,000	△530,357
	小計	868,642	1,399,000	△530,357
合計		868,642	1,399,000	△530,357

2. 売却したその他有価証券

(単位: 千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	11,154	1,154	—
合計	11,154	1,154	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	株価指数先物取引 買建	投資有価証券	10,000	—	4,819
合計			10,000	—	4,819

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）5,163千円、当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,686千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>35,122</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>2,735</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>1,610</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>80,570</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,124</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>121,601</td></tr> <tr> <td>評価性引当額(注)</td><td>△438</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>121,163</td></tr> </table> (注) 評価性引当額の変動の主な内容は、子会社株式評価損に係る評価性引当額の減少です。	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	35,122	未払事業税	2,735	その他未払税金	1,610	その他有価証券評価差額金	80,570	その他	1,124	繰延税金資産小計	121,601	評価性引当額(注)	△438	繰延税金資産合計	121,163	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>886</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>866</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>162,395</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>673</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>165,260</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△438</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>164,822</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td><td>△1,475</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△1,475</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>163,346</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	未払事業税	886	その他未払税金	866	その他有価証券評価差額金	162,395	その他	673	繰延税金資産小計	165,260	評価性引当額	△438	繰延税金資産合計	164,822	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	△1,475	繰延税金負債合計	△1,475	繰延税金資産の純額	163,346
繰延税金資産																																															
電話加入権	438千円																																														
関係会社株式評価損	35,122																																														
未払事業税	2,735																																														
その他未払税金	1,610																																														
その他有価証券評価差額金	80,570																																														
その他	1,124																																														
繰延税金資産小計	121,601																																														
評価性引当額(注)	△438																																														
繰延税金資産合計	121,163																																														
繰延税金資産																																															
電話加入権	438千円																																														
未払事業税	886																																														
その他未払税金	866																																														
その他有価証券評価差額金	162,395																																														
その他	673																																														
繰延税金資産小計	165,260																																														
評価性引当額	△438																																														
繰延税金資産合計	164,822																																														
繰延税金負債																																															
繰延ヘッジ損益	△1,475																																														
繰延税金負債合計	△1,475																																														
繰延税金資産の純額	163,346																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△3.4</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.3</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>27.0</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6%	(調整)		評価性引当額の増減	△3.4	住民税均等割	0.1	その他	△0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																		
法定実効税率	30.6%																																														
(調整)																																															
評価性引当額の増減	△3.4																																														
住民税均等割	0.1																																														
その他	△0.3																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0																																														

(セグメント情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	788,160
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	322,488
S B I 小型成長株ファンド ジェイクル	321,539

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	633,842

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託 支払手数料	753,660	未払金	122,799
							広告宣伝 費	796		

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBI Fund Management Company S. A.	5, Allee Scheffer, L- 2520 Luxembourg	118	ファンド運 用管理等	100	投資助言	清算に伴 う残余財 産の配当	60,000	未収入金	15,495

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。
3. SBI Fund Management Company S. A. は清算結了に向けて事務手続きを進めており、取引金額は2018年12月19日に行われた残余財産の初回配当によるものです。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- モーニングスター株式会社 (東京証券取引所ジャスダック市場に上場)
SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)
SBI ホールディングス株式会社 (東京証券取引所市場第一部に上場)

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託 支払手数料	586,867	未払金	117,336
							広告宣伝 費	160		

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBI アセットマネジメント・グループ株式会社 (非上場)
モーニングスター株式会社 (東京証券取引所ジャスダック市場に上場)
SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)
SBI ホールディングス株式会社 (東京証券取引所市場第一部に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
1株当たり純資産額	52,745円40銭	56,824円65銭
1株当たり当期純利益	10,039円69銭	9,053円55銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
当期純利益(千円)	367,452	331,360
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	367,452	331,360
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020 年 11 月 30 日

SBI アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 尚子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている SBI アセットマネジメント株式会社の 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度の中間会計期間（2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI アセットマネジメント株式会社の 2020 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象に含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,042,341
前払費用	20,015
未収委託者報酬	463,475
未収運用受託報酬	435
その他	25,947
流動資産合計	1,552,215
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 13,577
器具備品	※1 4,166
有形固定資産合計	17,743
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	3,304
商標権	1,405
無形固定資産合計	4,777
投資その他の資産	
投資有価証券	930,362
長期差入保証金	10,137
繰延税金資産	146,442
その他	1,548
投資その他の資産合計	1,088,490
固定資産合計	1,111,011
資産合計	2,663,227

(単位：千円)

当中間会計期間
(2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	457
未払金	332,052
未払手数料	283,357
その他未払金	48,694
未払法人税等	59,511
未払消費税等	※2 13,280
流動負債合計	405,302
負債合計	405,302
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
利益剰余金	
利益準備金	30,012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,145,831
利益剰余金合計	2,175,843
株主資本合計	2,576,043
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△319,937
繰延ヘッジ損益	1,819
評価・換算差額等合計	△318,118
純資産合計	2,257,925
負債純資産合計	2,663,227

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,065,529
運用受託報酬	500
営業収益合計	1,066,030
営業費用	789,393
一般管理費	※1 117,422
営業利益	159,213
営業外収益	※2 30,050
営業外費用	0
経常利益	189,263
税引前中間純利益	189,263
法人税、住民税及び事業税	61,239
法人税等調整額	△3,618
法人税等合計	57,620
中間純利益	131,642

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	△367,962	3,343	△364,618	2,079,782
当中間期変動額									
中間純利益			131,642	131,642	131,642				131,642
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						48,024	△1,524	46,500	46,500
当中間期変動額合計	—	—	131,642	131,642	131,642	48,024	△1,524	46,500	178,142
当中間期末残高	400,200	30,012	2,145,831	2,175,843	2,576,043	△319,937	1,819	△318,118	2,257,925

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8－15年、器具備品が3－15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 指数先物

ヘッジ対象 投資有価証券

③ヘッジ方針

価格変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
建物	2,715千円
器具備品	4,048千円

※ 2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	1,440千円
無形固定資産	944千円

※ 2 営業外収益に属する収益のうち、重要なもの

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
受取配当金	29,280千円

(株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

当中間会計期間（2020年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,042,341	1,042,341	—
(2) 未収委託者報酬	463,475	463,475	—
(3) 未収運用受託報酬	435	435	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	930,362	930,362	—
資産計	2,436,614	2,436,614	—
未払金	332,052	332,052	—
負債計	332,052	332,052	—
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	2,621	2,621	
デリバティブ取引計（注）	2,621	2,621	

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
長期差入保証金	10,137

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間（2020年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	1,163	1,000	163
	小計	1,163	1,000	163
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	929,198	1,390,500	△461,301
	小計	929,198	1,390,500	△461,301
合計		930,362	1,391,500	△461,137

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2020年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 (千円)
原則的処理方法	指数先物取引 買建	投資有価証券	10,000	—	2,621
合計			10,000	—	2,621

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で、損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2020年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	61,691円94銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	2,257,925
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (千円)	2,257,925
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数 (株)	36,600

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	3,596円79銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	131,642
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	131,642
普通株式の期中平均株式数 (株)	36,600

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)

＜資産成長コース＞

信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラス A)の受益証券への投資を通じ、実質的に、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、相対的に高い配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、国内投資信託であるFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券へも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ② 原則として、外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ 主要投資対象とする外国投資信託において、為替変動リスクの低減を目的として、原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 基準価額(1万口あたり。支払済分配金を加算しません。)が 3,000 円を下回った場合には、短期金融商品等による安定運用に移行し、原則として当該日の翌営業日から起算して 1 ヶ月以内に繰上償還します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、原則として委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)
<資産成長コース>

約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 28 条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第1項、第2項及び第 21 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第3条 委託者は、金 83,165,140 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 8 月 16 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については 83,165,140 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託設定時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項の規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位として委託者及び指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ず

ることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第35条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日の場合には、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑦ 前項により取得申込みの受付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替

停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラス A)の受益証券及び国内投資信託であるFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条及び第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条及び第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（公社債の借入れ）

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う

体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金

の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる利子等及び償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎年8月17日から翌年2月16日まで、2月17日から8月16日までとします。なお、初回計算期間は信託契約締結日から2019年2月18日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

す。

(信託事務の諸費用等)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書及び運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、受益権の管理事務に関連する費用等及びこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、諸経費は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算します。

(信託報酬の額及び支弁の方法)

第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 99 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から諸経費(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第 35 条第4項に規定する支払開始日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者として。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしてします。

⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしてします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金について第 35 条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 35 条第3項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については1口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める日においては、原則として一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
 - ④ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

(信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 10 億口を下回っている場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、基準価額が運用の基本方針に定める一定の条件を満たした場合、短期金融商品等による安定運用に移行し、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合もしくは当該外国投資信託の分配方針変更により商品の同一性が失われることとなる場合には、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする

る旨を監督官庁に届け出ます。

- ④ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ⑤ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 この信託約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2018 年 8 月 17 日 (信託契約締結日)

2019 年 3 月 1 日 (信託約款変更日)

委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 第 13 条及び第 37 条の「別に定める日」とは次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークの証券取引所の休業日

ロンドンの証券取引所の休業日

香港の証券取引所の休業日

追加型証券投資信託
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)

＜年 7%定率払出しコース＞

信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。毎月の分配実施により資産の定時取崩しニーズに応えるとともに、資産の運用により当該取崩しにかかる受取期間の延長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラス B)の受益証券への投資を通じ、実質的に、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、相対的に高い配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、国内投資信託であるFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券へも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ② 原則として、外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ 主要投資対象とする外国投資信託において、為替変動リスクの低減を目的として、原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 基準価額(1万口あたり。支払済分配金を加算しません。)が 3,000 円を下回った場合には、短期金融商品等による安定運用に移行し、原則として当該日の翌営業日から起算して 1 ヶ月以内に繰上償還します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配(実質的に投資元本の払戻しとなる分配を含みます。以下、同じ)を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 原則として、外国投資信託からの分配額に基づき、決算日における決算前基準価額水準に応じて概ね年7%相当の金額を払出すことを目標に、委託者が決定します。なお、払出しにあたっては、別

に定める払出水準表にしたがい、原則として奇数月には偶数月の二倍前後の金額を払出すものとします。ただし、この信託が繰上償還することとなった場合は、払出しを行いません。また、分配対象額が少額の場合は、払出しを行わないことがあります。

- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)
<年 7%定率払出しコース>

約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 28 条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第1項、第2項及び第 21 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第3条 委託者は、金 25,221,624 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 8 月 16 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については 25,221,624 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託設定時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項の規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位として委託者及び指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ず

ることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第35条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日の場合には、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑦ 前項により取得申込みの受付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替

停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラス B)の受益証券及び国内投資信託であるFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条及び第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条及び第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う

体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金

の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる利子等及び償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月17日から翌月16日までとします。ただし、該当日が休日の場合は、その翌営業日までとします。なお、初回計算期間は信託契約締結日から2018年9月18日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのな

い情報を除き、信託法第 38 条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書及び運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、受益権の管理事務に関連する費用等及びこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、諸経費は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算します。

(信託報酬の額及び支弁の方法)

第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 99 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から諸経費(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 37 条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金について第 35 条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 35 条第3項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については1口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める日においては、原則として一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 10 億口を下回っている場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、基準価額が運用の基本方針に定める一定の条件を満たした場合、短期金融商品等による安定運用に移行し、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合もしくは当該外国投資信託の分配方針変更により商品の同一性が失われることとなる場合には、受託者と合意のうえこ

の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ④ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑥ 第4項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 この信託約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2018 年 8 月 17 日 (信託契約締結日)

2019 年 3 月 1 日 (信託約款変更日)

委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 第 13 条及び第 37 条の「別に定める日」とは次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークの証券取引所の休業日

ロンドンの証券取引所の休業日

香港の証券取引所の休業日

2. 運用の基本方針に規定する「別に定める払出水準表」とは、次のものをいいます。

決算前基準価額水準に基づく目標払出し金額(1 万口当たり)

決算前基準価額	年7%定率払出しコース	
	偶数月	奇数月
14,500円 ～ 14,999円	55円	115円
14,000円 ～ 14,499円	55円	110円
13,500円 ～ 13,999円	55円	105円
13,000円 ～ 13,499円	50円	100円
12,500円 ～ 12,999円	50円	95円
12,000円 ～ 12,499円	45円	95円
11,500円 ～ 11,999円	45円	90円
11,000円 ～ 11,499円	40円	85円
10,500円 ～ 10,999円	40円	80円
10,000円 ～ 10,499円	35円	80円
9,500円 ～ 9,999円	35円	75円
9,000円 ～ 9,499円	35円	70円
8,500円 ～ 8,999円	35円	65円
8,000円 ～ 8,499円	35円	60円
7,500円 ～ 7,999円	25円	60円
7,000円 ～ 7,499円	25円	55円
6,500円 ～ 6,999円	25円	50円
6,000円 ～ 6,499円	25円	45円
5,500円 ～ 5,999円	20円	45円
5,000円 ～ 5,499円	15円	40円
4,500円 ～ 4,999円	15円	35円
4,000円 ～ 4,499円	15円	30円
3,500円 ～ 3,999円	15円	25円
3,000円 ～ 3,499円	10円	25円

*15,000 円以上の場合も、原則として決算日における決算前基準価額水準の概ね年7%相当(奇数月は偶数月の金額の二倍前後)の金額を払出します。

追加型証券投資信託
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)

<年 15%定率払出しコース>

信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。毎月の分配実施により資産の定時取崩しニーズに応えるとともに、資産の運用により当該取崩しにかかる受取期間の延長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラスC)の受益証券への投資を通じ、実質的に、世界の高配当株式への投資に加え株式カバードコール戦略を組み合わせることで、相対的に高い配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、国内投資信託であるFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券へも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ② 原則として、外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ 主要投資対象とする外国投資信託において、為替変動リスクの低減を目的として、原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 基準価額(1万口あたり。支払済分配金を加算しません。)が 3,000 円を下回った場合には、短期金融商品等による安定運用に移行し、原則として当該日の翌営業日から起算して 1 ヶ月以内に繰上償還します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配(実質的に投資元本の払戻しとなる分配を含みます。以下、同じ)を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 原則として、外国投資信託からの分配額に基づき、決算日における決算前基準価額水準に応じて概ね年 15%相当の金額を払出すことを目標に、委託者が決定します。なお、払出しにあたっては、

別に定める払出水準表にしたがい、原則として奇数月には偶数月の二倍前後の金額を払出すものとします。ただし、この信託が繰上償還することとなった場合は、払出しを行いません。また、分配対象額が少額の場合は、払出しを行わないことがあります。

- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)
<年 15%定率払出しコース>

約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 28 条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第1項、第2項及び第 21 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第3条 委託者は、金 22,192,839 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 8 月 16 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については 22,192,839 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託設定時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項の規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位として委託者及び指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ず

ることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第35条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日の場合には、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑦ 前項により取得申込みの受付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替

停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラス C)の受益証券及び国内投資信託であるFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条及び第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条及び第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う

体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 22 条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金

の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる利子等及び償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月17日から翌月16日までとします。ただし、該当日が休日の場合は、その翌営業日までとします。なお、初回計算期間は信託契約締結日から2018年9月18日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのな

い情報を除き、信託法第 38 条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書及び運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、受益権の管理事務に関連する費用等及びこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、諸経費は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算します。

(信託報酬の額及び支弁の方法)

第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 99 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から諸経費(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 37 条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金について第 35 条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 35 条第3項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については1口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める日においては、原則として一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 10 億口を下回っている場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、基準価額が運用の基本方針に定める一定の条件を満たした場合、短期金融商品等による安定運用に移行し、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合もしくは当該外国投資信託の分配方針変更により商品の同一性が失われることとなる場合には、受託者と合意のうえこ

の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ④ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑥ 第4項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 この信託約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2018年8月17日(信託契約締結日)

2019年3月1日(信託約款変更日)

委託者 東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 第13条及び第37条の「別に定める日」とは次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークの証券取引所の休業日

ロンドンの証券取引所の休業日

香港の証券取引所の休業日

2. 運用の基本方針に規定する「別に定める払出水準表」とは、次のものをいいます。

決算前基準価額水準に基づく目標払出し金額(1 万口当たり)

決算前基準価額	年15%定率払出しコース	
	偶数月	奇数月
14,500円 ～ 14,999円	120円	240円
14,000円 ～ 14,499円	115円	235円
13,500円 ～ 13,999円	115円	225円
13,000円 ～ 13,499円	110円	215円
12,500円 ～ 12,999円	105円	210円
12,000円 ～ 12,499円	100円	200円
11,500円 ～ 11,999円	95円	190円
11,000円 ～ 11,499円	90円	185円
10,500円 ～ 10,999円	90円	175円
10,000円 ～ 10,499円	85円	165円
9,500円 ～ 9,999円	75円	160円
9,000円 ～ 9,499円	75円	150円
8,500円 ～ 8,999円	70円	140円
8,000円 ～ 8,499円	65円	135円
7,500円 ～ 7,999円	60円	125円
7,000円 ～ 7,499円	60円	115円
6,500円 ～ 6,999円	50円	110円
6,000円 ～ 6,499円	50円	100円
5,500円 ～ 5,999円	45円	90円
5,000円 ～ 5,499円	40円	85円
4,500円 ～ 4,999円	35円	75円
4,000円 ～ 4,499円	35円	65円
3,500円 ～ 3,999円	25円	60円
3,000円 ～ 3,499円	25円	50円

*15,000 円以上の場合も、原則として決算日における決算前基準価額水準の概ね年 15%相当(奇数月は偶数月の金額の二倍前後)の金額を払出します。